

通勤手当非課税限度額

改正日 令和7年4月1日

区分		課税されない金額	
		改正後	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円	同左
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)	同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額との金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左

(国税庁HPより転載)

改正日以後に改正前の限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合は、年末調整で差額の精算が必要です。